

市立札幌病院
床頭台システム等設置運営事業者
募集要項

令和5年11月

札幌市病院局

市立札幌病院床頭台システム等設置運営事業者募集要項

●目次

1	公募の目的.....	1
2	事業内容.....	1
3	行政財産目的外使用許可.....	3
4	応募者の参加資格.....	4
5	運営者の選定.....	5
6	応募方法・スケジュール.....	6
7	その他	7

●様式

様式 1 質問書

様式 2 参加意向申出書

様式 3 企画提案書

●資料

資料 1 床頭台システムに関する仕様書

資料 2 洗濯機・乾燥機の設置に関する仕様書

市立札幌病院床頭台システム等設置運営事業者募集要項

1 公募の目的

札幌市病院局では、令和6年5月（上等室（個室）の床頭台システムに関しては令和6年4月）以降の入院患者が利用する床頭台システム等の設置運営事業者（以下「運営者」という。）を広く公募します。

2 事業内容

(1) 床頭台システム等の設置方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項及び札幌市病院局公有財産規程に基づく行政財産目的外使用許可により、床頭台システム等の設置・運営を行うものとします。

行政財産目的外使用許可の詳細については、本説明書「**3 行政財産目的外使用許可**」を参照してください。

(2) 設置場所

市立札幌病院（札幌市中央区北11条西13丁目）

(3) 設置機器

ア 床頭台システム

619台（うち一般室581台、精神医療センター3台、上等室（個室）35台。実際に納入していただく台数は約10%の範囲で増減することがあります。）

詳細は別紙「床頭台システムに関する仕様書」のとおりとします。

イ ICカセットチャージ機又はプリペイドカード販売機及び精算機

一般室及び精神医療センターの床頭台システムの利用については、ICカセット又はプリペイドカードによるものとします。

ICカセットチャージ機又はプリペイドカード販売機は4階から10階のデイルーム及び精神医療センター3階のデイルームに設置すること。精算機は、売店内、退院窓口付近及び時間外出入口付近の3か所に設置すること。これらの利用にあたっては補償金や手数料等を徴収しないこと。

ウ 洗濯機、乾燥機

27台

詳細は別紙「洗濯機・乾燥機の設置に関する仕様書」のとおりとします。

(4) 設置した機器の管理等

ア 患者退院及び転棟時の床頭台システムの清掃

土曜、日曜、祝日等を含めて、患者の退院及び転棟時に必ず設置備品を清掃すること。清掃にあたっては当院の感染対策を遵守すること。

また、床頭台システムの清掃時に必ず機器の点検を行い、故障・不具合があるものは交換または修理を行うこと。

提案書には、管理人員の体制及び清掃方法について記載すること。

なお、管理人室の控室は、院内に用意します。

イ 洗濯機及び乾燥機の清掃

洗濯機及び乾燥機の清掃を行うこと。

提案書には、清掃方法について記載すること。

ウ 設置機器の修理・交換

機器が故障した場合は、速やかに修繕すること。

提案書には、修繕が必要な場合に交換するための予備の床頭台の状況、修繕に要する人員の体制について記載すること。

エ 鍵紛失時の対応（緊急）

患者からの申し出により、速やかに状況を確認しロック解除を行うこと。

提案書には、ロック解除するための人員の体制について記載すること。

オ 売り上げ回収及び精算機のつり銭補充

提案書には、現金管理体制について記載すること。

(5) 入院案内ソフトの製作及び配信

入院に関する注意事項、院内施設の紹介及び床頭台システムの利用方法についての案内ソフトを製作し、院内に設置した床頭台システムのテレビに対して配信すること。

なお、当該案内ソフトの視聴は無料で行えるようにすること。

また、院内配信に必要な設備を提案書に記載すること。

(6) 運営者の費用負担

ア 機器の設置にかかる一切の費用（搬入までの保管、搬入にかかる輸送料等）

イ 設置したテレビのNHK受信料（衛星契約を含む）

ウ 院内案内ソフトの製作費用

エ 行政財産の使用許可に係る使用料及び加算料（光熱水費等）

オ 許可期間終了後の撤去等にかかる一切の費用（テレビ、冷蔵庫リサイクル費用、床頭台の廃棄費用等）

(7) 患者からの料金徴収

患者利用料金は、下記の現行料金を参考に提案してください。

なお、上等室（個室）のテレビ及び冷蔵庫は無料で使用できるものとします。

ア 床頭台システムのテレビ利用料金 1,000 円/1,280 分

イ 床頭台システムの冷蔵庫利用料金 100 円/1 日

ウ 洗濯機・乾燥機の利用料金 100 円/1 回

(8) 床頭台システム等の設置時期

床頭台システム等の設置は、令和6年5月1日（上等室（個室）に関しては令和6年4月1日）

より、速やかに使用することができるように入れ替えることとします。

具体的手順については、令和6年1月から看護部を含めて打ち合わせを行い、決定します。

3 行政財産目的外使用許可

(1) 使用許可

選定された運営者は、本説明書「**2 事業内容**」のとおり、病院局の使用許可を受けなければなりません。

(2) 使用許可期間

行政財産の使用許可期間は、令和6年5月1日（上等室（個室）の床頭台システムに関しては令和6年4月1日）から令和7年3月31日までとします。

ただし、運営に関する重大な過失等がない場合は、1年ごとに当該許可を更新し、最長で5年間（令和11年3月31日まで）まで延長できることとします。

(3) 使用許可の取り消し又は変更

(2)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は当該使用許可を取り消し又は変更します。

ア 災害等の発生、施設設備の改修等により、病院局が使用許可区画を必要とするとき。

イ 許可条件に違反する行為があると認められるとき。

なお、取り消し又は変更した場合において、その取り消し又は変更により運営者に損失が生じても、病院局はその損失を補償しません。また、運営者は一切の補償の請求は行わないこととします。

(4) 原状回復

許可期間終了又は変更時には、運営者は設置機器の撤去等を速やかに行い、原状回復するものとします。

(5) 使用料

運営者の売上に応じて計算するものとします。応募の際には、想定する売上額とともに、売上額の何%を使用料として支払うか、その割合を提示してください。

(6) 加算料

(5)のほか、床頭台システム等の設置・運営に係る光熱水費等について、加算料として別途計算し徴収することとします。

(7) 損害賠償

ア 運営者は、その責に帰する理由により、使用許可物件の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、原状に回復した場合はこの限りではありません。

イ 使用許可区画の使用にあたり、病院局又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。

4 応募者の参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市税及び国税を滞納していないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 病床400床以上（1施設における病床数）の規模を有する病院において、床頭台システム等の運営実績があること。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体ではないこと。

5 運営者の選定

(1) 選定方法

下記(2)の選定基準に基づき、応募書類及びプレゼンテーションでの提案内容を企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）において審査し、最も適当と認める運営者を選定します。

(2) 評価項目

評価項目と配点は下表のとおりとします。

評価項目			配点	
1	床頭台システム等の内容	・患者のアメニティ向上への寄与 (収納・テレビ・冷蔵庫・洗濯機・乾燥機等の利便性)	(20)	35
		・患者の安全への配慮（転倒防止の対策・表面加工）	(10)	
		・職員による移動を考慮した取扱いの簡便性	(5)	
2	患者利用料金及び使用料	・患者利用料金 (テレビ・冷蔵庫・洗濯機・乾燥機の利用料金を明記すること)	(20)	35
		・病院局に支払う使用料（売上額の何%かを明記すること）	(15)	
3	管理運営体制	・清掃、保守業務等の日常業務の運営体制 (人員配置・清掃方法・現金管理)	(10)	20
		・緊急時対応（機器故障時の修繕対応・鍵紛失時の対応・予備機の確保）	(10)	
4	企業実績・企業姿勢	・大規模な病院における設置・運営実績 (病院名・病床数を明記すること)	(5)	10
		・法令順守、環境保護、情報開示、障がい者雇用などの企業姿勢	(5)	
合計			100	

※ 実施委員会における採点が同点の場合は、上記評価項目（1～4）のうち、「1 床頭台システム等の内容」（35点分）の評価が高い者を選定する。以下、項目順に比較を行い、すべて同点の場合はくじ引きによる。

※ 評点の満点（100点×委員数）の60%を最低評価基準点とする。

(3) 選定結果の通知

令和5年12月下旬に、書類審査及びプレゼンテーションでの審査を踏まえ、すべての参加者に対して選定結果を文書で通知します。

審査の結果、ふさわしい提案の応募が無いとした場合には、選定事業者なしとする場合があります。

6 応募方法・スケジュール

(1) 質問の受付及び回答

ア 質問書の受付期間

令和5年11月2日(木)～11月8日(水) 午後5時まで

※ **質問書(様式1)**に要旨を簡潔にまとめ、電子メールで担当課まで提出してください。

※ 件名を「(事業者名)床頭台システム等設置運營業務 質問書」としてください。

イ 回答

令和5年11月15日(水)までに質問者に回答する予定です。また、質問の要旨及び回答は、市立札幌病院のホームページに掲載します。

なお、質問に対する回答は、本説明書を補足するものとします。

ウ 質問書提出先

〒060-8604 札幌市中央区北11条西13丁目1-1

札幌市病院局 経営管理室 経営管理部 総務課 庶務係

TEL : 011-726-2211 FAX : 011-726-7912

電子メールアドレス : ho.shomu@city.sapporo.jp

(2) 応募方法・応募書類

ア 提出書類

(ア) **参加意向申出書(様式2)** 2部(うち1通は副本として返却)

(イ) 納税証明書 1部

- ・法人税、消費税及び地方消費税に未納がないという証明(直近のもの)
- ・市区町村税の納税証明書(写し可。直近のもの。札幌市から発行をうける場合は「納税証明書(指名願)」を提出すること。)

(ウ) 法人の登記事項証明書 1部(写し可。発行後3か月以内のもの。現在事項又は履歴事項全部証明書どちらでも可。)

(エ) 会社概要または事業概要等(パンフレット等) 12部

(オ) **企画提案書(様式3)** 12部

表紙以外はA4判の任意様式とする。但し、本説明書「5 運営者の選定」の「(2) 評価項目」で示した全ての項目について、提案内容をわかりやすく記載すること。

また、評価項目に対応する該当ページが分かる一覧表を添付すること。

イ 応募書類の受付期間

受付期間：令和5年11月20日(月)～12月1日(金)

受付時間：午前9時から午後5時まで

※ 郵送の場合は、12月1日(金)必着とします。

ウ 応募書類の提出先

〒060-8604 札幌市中央区北11条西13丁目1-1

札幌市病院局 経営管理室 経営管理部 総務課 庶務係

TEL : 011-726-2211 FAX : 011-726-7912

エ 留意事項

- (ア) 応募書類は、持参又は郵送により担当課あてに提出してください。
- (イ) 応募は1社につき1点とします。

(3) プレゼンテーションの実施

- ア 応募書類の提出後、病院局の指定する日にプレゼンテーションを行っていただく予定です。
- イ プレゼンテーションの順番は、病院局が応募書類を受理した順番とします。
- ウ プレゼンテーションで説明していただく内容は、主に本説明書「**5 運営者の選定**」の「**(2) 評価項目**」で示した評価項目のうち、「1 床頭台システム等の内容」及び「3 管理運営体制」に関する内容とします。
- エ その他詳細については、応募書類の提出者に対して別途通知します。

(4) スケジュール (予定)

令和5年 11月1日(水)～	募集要項公表
11月2日(木)～11月8日(水)	質問書受付期間
11月15日(水)	質問書への回答
11月20日(月)～12月1日(金)	応募申請書受付期間
12月中旬～下旬	プレゼンテーション、運営者選定
令和6年 1月上旬～	選定された運営者との具体的協議
2月上旬～	選定された運営者の設置準備
3月下旬～	上等室(個室)の床頭台の設置
4月下旬～	一般室及び精神医療センターの床頭台の設置及び入れ替え

上記スケジュールはあくまでも予定であり、変更になる場合があります。

7 その他

- (1) 現場確認等を希望する場合は、札幌市病院局総務課庶務係に問い合わせること。ただし、応募申請書受付開始(令和5年11月20日)以降は対応できません。
- (2) 応募書類の提出をもって、本説明書に記載された事項を承認したものとみなし、提出後の書類の訂正は認めません。ただし、記載漏れ等につき、病院局が補正を求めた場合は除きます。
- (3) 提出期限を過ぎた場合、本説明書に定める手続き等に違反した場合又は提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

- (4) 応募者が本件の応募に関し、本件選定手続きの関係職員に対して接触することを禁じます。また、書類の提出後、許可なく選定に係る書類を有する事務室への立ち入りを禁じます。
- (5) 提出書類は理由の如何にかかわらず返却いたしません。
- (6) 提出書類は、札幌市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合があります。
- (7) 応募に要する費用はすべて応募者の負担とします。
- (8) 公募は、運営者の選定を目的とし、本業務の詳細は選定後の協議で確定します。したがって、必ずしも提案内容に沿ってすべて実施するものではありません。
- (9) 本説明書について疑義が生じた場合は、病院局の解釈によります。
- (10) 提案にあたり、次の数値を参考としてください。

ア 過去2年間の床頭台システム等売上額と延在院患者数

	床頭台システム等売上額（概算）	延在院患者数（概算）
令和3年度	1951万円	133千人
令和4年度	2277万円	167千人

イ 月別退院患者数及び転棟患者数

	退院患者数	転棟患者数
令和5年4月	1,175	389
5月	1,067	454
6月	1,316	546
7月	1,263	475
8月	1,361	537

※9階西を除く